

ID: 399

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	入居の決定
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第8条第2項
例規番号	平成18年条例第189号
<p>【根拠条文】</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者(以下「入居申込者」という。)のうちから入居者を決定するものとする。</p> <p>3 市長は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。</p> <p>4 市長は、借上げに係る市公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市公営住宅の借上げの期間の満了時に当該市公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第6条、第7条及び第9条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者がア又はイに掲げる要件のいずれかに該当していること。</p> <p>ア 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)がある者</p> <p>イ 市長が老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市の規則で定める者</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして市の規則で定める場合 214,000円</p> <p>イ 市公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(入居者資格の特例)</p>	

第7条 市公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市公営住宅の用途の廃止により当該市公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる市公営住宅の入居者は、同条第3号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、災害が発生した日から起算して3年を経過するまでの間は、前条第1号及び第2号に掲げる条件を具備するものとみなす。

(入居者の選考)

第9条 入居申込者の数が入居させるべき市公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日